

奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置について

○ 若年層を中心とした地方から東京圏等への人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組が重要であることから、就職等により地域に定着する人材を確保するため、都道府県又は市町村が大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件として奨学金返還支援の制度を創設した場合、その費用の一部を特別交付税措置するもの。

道府県の場合

道府県

地元産業界
一般の寄附等

特別交付税措置→

出捐

出捐

基金

(例：●●県人口減少対策就職支援基金)

【特別交付税措置の内容】

- (対象経費)
- ・道府県の基金への出捐額(※)
 - ・制度の広報経費
- ※道府県が基金総額の1/2以上を負担する場合も対象とするが、基金総額の1/2が上限
- (措置率)
- 0.5: 若年層人口が流出超過の道府県 (一団体当たり上限1億円)
 - 0.3: 若年層人口が流入超過の道府県 (一団体当たり上限6千万円)
- ※財政力補正あり

奨学金返還の全部
又は一部を負担



大学生等

奨学金貸与

奨学金返還

奨学金貸与機関 (日本学生支援機構又は独自制度)

市町村の場合

市町村

特別交付税措置→

奨学金返還の全部
又は一部を負担

【特別交付税措置の内容】

- (対象経費)
- ・市町村負担額
 - ・制度の広報経費
- (措置率)
- 0.5: 若年層人口が流出超過の都道府県の区域内市町村
 - ・若年層人口が流入超過の都道府県の区域内における条件不利地域を含む市町村(政令市を除く) (一団体当たり上限1億円)
 - 0.3: 若年層人口が流入超過の都道府県の区域内市町村(措置率0.5の団体を除く) (一団体当たり上限6千万円)
- ※財政力補正あり

※令和4年度算定から新たに追加



大学生、高校生等

奨学金貸与

奨学金返還

奨学金貸与機関 (日本学生支援機構又は独自制度)

注1) 若年層人口：20～24歳の人口

注2) 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の適用区域